

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

（3）骨髄移植等の治療に伴う定期予防接種の再接種について

資料1 骨髄移植等の治療に伴う定期予防接種の再接種について

平成30年7月26日

健康福祉局

骨髄移植等の治療に伴う定期予防接種の再接種について

1. 予防接種について

予防接種には、予防接種法により対象疾病、対象者、接種期間が定められた定期予防接種と、それ以外の任意予防接種があります。

(1) 定期予防接種について

対象疾病	公費負担等	種類
A類疾病 主に小児対象	<ul style="list-style-type: none"> 集団予防に重点 努力義務あり 全額公費負担 	麻しん、風しん、ジフテリア、百日咳、ポリオ、破傷風、日本脳炎、結核（BCG）、小児の肺炎球菌感染症、Hib感染症、HPV感染症、水痘、B型肝炎
B類疾病	<ul style="list-style-type: none"> 個人予防に重点 努力義務なし 一部自己負担あり 	高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌感染症

実施方法

- 市内の協力医療機関(約520施設)にて実施
- A類疾病は市外の医療機関でも実施(里帰り出産等に限り償還払い制度を実施)

(2) 任意予防接種について

対象	公費負担等	種類
<ul style="list-style-type: none"> 定期予防接種の対象疾病以外の予防接種 定期予防接種の対象年齢以外の予防接種 定期予防接種の対象疾病の予防接種について規定の回数を超える場合 	全額自己負担	ロタウイルス おたふくかぜ A型肝炎、等

2. 骨髄移植等の治療に伴う再接種について

骨髄移植等の治療が行われた場合、既に接種しているワクチンで得た免疫が消失し、当該予防接種の再接種が必要となる場合があります。しかし、この再接種については、次のことから定期接種化が望ましいと考えております。

(1) 定期予防接種による感染症の発生及びまん延の予防は公衆衛生上重要であること

定期予防接種は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から個人予防及び集団予防のために実施されており、国民の健康の保持に寄与することとされております。

(2) 予防接種による健康被害時における救済制度が定期予防接種の方が手厚いこと

任意予防接種による健康被害が発生した場合には、医薬品副作用被害救済制度(PMDA)の対象となりますが、予防接種法に基づく健康被害救済制度と比較した場合に条件や給付額等に違いがあります。

3. 再接種に係る動向について

(1) 全国市長会の要望

平成29年6月、30年6月に全国市長会「地域医療保健に関する提言」で、当該再接種の定期接種化を国に対して要望。しかし、国は、感染症に罹患しやすい年齢等を踏まえ、対象者を設定していることから、医療行為により免疫を失った方への対応は想定しておらず、対応困難との回答を示しています。

(2) 他都市の状況

【政令指定都市】新潟市(H29.8～実施)、名古屋市・堺市・浜松市(H30.4～実施)、大阪市(H30.6～実施)、京都市(H30.7～実施)、千葉市(H30年度予定)
【その他の都市】枚方市、四日市市、船橋市、東京特別区の一部等(実施済)

4. 再接種に係る現状について

～対象者となる方へ適切な予防接種環境を整えるためには～



定期予防接種対象者には、予防接種法で定められたワクチンの種類、ワクチン接種の時期、ワクチン接種の回数を実施しています。

再接種が必要な対象者
 専門医療機関にて治療を実施
 予防接種法を踏まえた
 ■ 適切なワクチンの種類
 ■ 適切なワクチン接種の時期
 ■ 適切なワクチン接種の回数

有識者の意見を踏まえた検討が必要

(1) 審議会における検討

本市の附属機関である予防接種運営委員会の分科会において、有識者の意見を踏まえ、医学的な見地から対象疾病の範囲やワクチン接種種類の検討の必要があります。

(2) 関係医療機関等との調整

骨髄移植等の治療可能な病院は、聖マリアンナ医科大学病院、国立成育医療研究センター、県立こども医療センター等となり、その多くが市外にあることから、これら医療機関の担当医との意見調整を図る必要があります。また、予防接種の実施方法については医師会等の関係機関と検討の必要があります。

- ① 国に引き続き要望するとともに、国の動向を注視します。
- ② 適切な予防接種環境を整えるために、有識者の意見を踏まえ今後の対応を検討してまいります。